任期満了に伴う 参議院議員通常選挙が行われます

今年の夏に、任期満了に伴う参議院議員通常選挙が行われます。

今号では、期日前投票や郵便による不在者投票などをお知らせします。

貴重な一票を大切にして必ず投票に行き、自らの意思で私たちの代表にふさわしい人や政党などを選びましょう。

詳しくは、市選挙管理委員会（☎47－8292）へ。

明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

◆投票所入場券

投票所入場券（封筒サイズの用紙に最大４人分を群青色で印刷）は、公示日ごろに各世帯に郵送します。投票所および期日前投票所には、有権者ごとに切り離してお持ちください。

なお、投票所入場券が届いていない場合や持ち忘れた場合でも、選挙権のある人は投票ができます。運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。

◆期日前投票・不在者投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票所へ行けないことが見込まれる人は、下表の場所と日時で期日前投票ができます。期日前投票をする場合はスムーズに受付を行っていただくために、事前に投票所入場券の「期日前投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入のうえ持参してください。なお、商業施設での期日前投票については、決まり次第、広報おおがきなどでお知らせします。

また、投票しようとする日に遠方に滞在しているなどの理由で投票できない人は、滞在地での不在者投票ができます。

場　所	日　時	
市役所１階多目的スペース	公示日の翌日から投票日の前日まで	8:30～20:00
上石津地域事務所１階第１会議室	投票日の８日前（土曜日）から投票日の前日まで	
墨俣地域事務所２階地域政策課		

◆代理・点字投票

手や目が不自由などの理由で文字を書くことができない人は、代理投票や点字投票ができます。投票所の係員に申し出てください。

◆郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人および介護保険法による要介護者で、下表の条件に該当する人は「郵便等による不在者投票」ができます。

利用には、「郵便等投票証明書」の事前申請が必要となります。すでに証明書をお持ちの人も、有効期限をお確かめください。

なお、「郵便等による不在者投票」の投票用紙の請求の締め切りは、選挙期日の４日前の午後５時（必着）です。

区 分	障がいの部位など	障がいの程度
身体障がい者	両下肢、体幹または移動機能の障がい	１級・２級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい	１級・３級
	免疫または肝臓の障がい	１級～３級
戦傷病者	両下肢または体幹の障がい	特別項症～第２項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい	特別項症～第３項症
要介護者	介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護５」	

◆郵便等による不在者投票の代理記載制度

上記の「郵便等による不在者投票」を行う人のうち、下表の条件に該当し、自分で投票の記載ができない人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する人に代理記載をしてもらうことができます。この制度も事前申請が必要です。

区 分	障がいの部位など	障がいの程度
身体障がい者	上肢または視覚の障がい	１級
戦傷病者	上肢または視覚の障がい	特別項症～第２項症

６月はシートベルト・チャイルドシート着用強調月間

６月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。

後部座席でも必ずシートベルトを着用し、運転者は同乗者全員の着用を確認して、交通事故による被害を軽減しましょう。

また、６歳未満のお子さんは必ずチャイルドシートを使用し、６歳を過ぎてもシートベルトの位置が体格に合わない場合は、使用の継続やジュニアシートへ切り替えをお願いします。

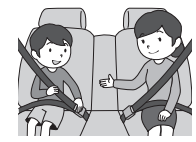

詳しくは、危機管理課（☎47－7385）へ。

案内

経営所得安定対策の交付申請を受け付け

農林水産省が行う経営所得安定対策交付金の申請を、次のとおり受け付けています。

販売を目的として、水田で対象作物を作付ける場合、経営所得安定対策の交付金を受けることができます。

令和７年度の営農計画書を提出した人には、農協や農事改良組合を通じて申請書の配布を行いましたが、それ以外で申請を希望される人は６月30日までに、農林課または各地域事務所の産業建設課で申請してください。

申請方法など詳しくは、農林課（☎47－8628）へ。

６月8日から14日までは「危険物安全週間」

６月８日から14日までは、危険物安全週間です。

今年度の推進標語は「危険物無事故へ挑む ゴング鳴る」です。火災発生の危険性が高いガソリンや灯油、軽油などの危険物の取り扱いには十分注意しましょう。

詳しくは、大垣消防組合予防課（☎87－1512）へ。

水路の転落事故にご注意を！

６～10月は、水路などの水量が増えます。次の４点に注意してください。

①水路に一人で行かない　②水路で遊ばない　③夜間は水路と道路の境が見えにくい　④スマホを見ながら水路に近づかない

詳しくは、管理課(☎47－8526)へ。

マイナンバーカード交付・申請の休日・夜間窓口開設

平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、休日・夜間窓口を開設します。

＊**とき**／【休日窓口】６月８日（日）　午前９時～正午
【夜間窓口】６月10日（火）・12日（木）　いずれも午後５時15分～７時30分

＊**ところ**／窓口サービス課

＊**内容**／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新など

＊**問合せ**／同課（☎47－8764）へ

システムメンテナンスに伴うサービスセンター業務一部停止

＊**とき**／６月21日（土）・22日（日）いずれも終日

＊**停止する主な業務**／各種証明書の発行（住民票・印鑑証明書・税証明）、印鑑登録の届出、住所変更の届出

＊**備考**／一部の手続きは、申請書などをお預かりし、後日連絡します。なお、証明書コンビニ交付サービスは、通常どおり、ご利用いただけます

＊**問合せ**／窓口サービス課（☎47－8759）へ

ごみの屋外焼却はやめましょう

家庭において、ごみを屋外で焼却することは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

屋外焼却は、ばい煙や悪臭などにより近所の人に大変迷惑がかかり、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながります。

各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。

詳しくは、環境政策課（☎47－8563）へ。